

ノリタケグループ

サプライヤー
サステナビリティガイドライン

Noritake

目次

はじめに

ノリタケグループ購買方針

サプライヤーサステナビリティガイドライン

1. コンプライアンス
2. 人権・労働
3. 安全衛生
4. 環境
5. 品質・安全性
6. リスクマネジメント
7. 情報セキュリティ
8. 社会貢献

はじめに

ノリタケグループは、「事業を通じて社会に貢献する」という創業から受け継ぐ理念のもと、お客様に満足していただける良い製品と良いサービスを広く提供してまいりました。

昨今、地球温暖化への対応、人権・労働問題やコンプライアンスなど、サプライチェーン全体における多様化する社会課題に対し、企業の責任や役割がますます重要となってきています。ノリタケグループは創業の理念を引き継ぎ、事業を通じて社会課題の解決に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

このような取り組みは、『ノリタケグループ購買方針』に掲げる「相互信頼を深めて共栄を図る良きパートナー」であるお取引先様と想いを共有しながら取り組んでいくことが重要であると考え、従来の『ノリタケグループ購買ガイドライン』を『ノリタケグループサプライヤーサステナビリティガイドライン』とし、内容の一部を改定いたしました。

お取引先様の皆様におかれましては、本ガイドラインをご活用いただき、社内での実践にお役立ていただきますようお願いいたします。また、お取引先様の仕入先様につきましても、本ガイドラインをご展開のうえ、その推進を働きかけていただきますよう、併せてお願いいたします。

ノリタケ株式会社
調達委員会

※本ガイドラインは、RBA行動規範及びJEITA『責任ある企業行動ガイドライン』の項目・文言を参考にしました。

ノリタケグループ購買方針

ノリタケグループは、社是である「良品・輸出・共栄」の理念のもとに、お客様に満足していただける良い製品と良いサービスを継続して提供するための購買活動に取り組みます。お取引先様との共栄を目指した信頼関係を築き、お取引先様と協力しながら企業の社会的責任を積極的に果たしていきます。

- (1) 広く門戸を開放し、公正な取引を誠実にを行います。
- (2) お取引先様の選定にあたっては、品質・価格・納期に加え、企業の社会的責任に取り組む姿勢も含めて総合的に判断します。
- (3) お取引先様は良きパートナーであり、相互信頼を深めて共栄を図ります。
- (4) 各国・地域の法令・社会規範を遵守するとともに、高い倫理観に基づいて行動します。
- (5) ノリタケグループ環境方針に沿って、環境に配慮した購買を推進します。

サプライヤーサステナビリティガイドライン

社会からの期待や要求事項に応じて持続可能な社会の実現に貢献できるよう、お取引様と認識を共有し、共に取り組みたいと考える基本的な事項を、以下にまとめました。

1. コンプライアンス

- 1-1. 法令遵守のための仕組み構築
各国・地域の法令を遵守します。そのために、体制や行動指針、教育等の仕組みを構築します。
- 1-2. 競争法の遵守
各国・地域の競争法を遵守し、私的独占、不当な取引制限、優越的地位の濫用などの不公正な取引を行いません。
- 1-3. 不適切な利益の提供及び受領の禁止
あらゆる利害関係者と、不適切な利益や優遇措置の取得・維持を目的に、接待・贈答・金銭等の授受は行いません。
- 1-4. ステークホルダーへの情報開示
経営、財務、環境保全、社会貢献などの有用な情報をステークホルダーに対して、適時、適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼の維持、発展に努めます。
- 1-5. 知的財産の保護
自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手、使用、権利侵害を行いません。
- 1-6. 安全保障輸出管理の実施
各国・地域の法令で規制される技術や物品の輸出に関して、適切な輸出手続き、管理を実施します。
- 1-7. 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を排除します。
- 1-8. 責任ある資源及び原材料の調達
人権侵害や貧困、環境破壊などの社会問題を引き起こす原因となり得る原材料の使用による影響を考慮した調達活動を行います。また、調査を依頼された際には、鉱物に関するサプライチェーンの調査結果を提供します。

2. 人権・労働

- 2-1. 強制的な労働の禁止
すべての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを保障し、強制労働は行いません。
- 2-2. 児童労働の禁止
各国・地域の法令による最低就業年齢に満たない者は労働させません。
- 2-3. 労働時間
従業員の労働時間の決定、および休日、年次有給休暇の付与などについて、各国・地域の法令を遵守します。
- 2-4. 賃金
最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付などについて、各国・地域の法令を遵守します。
- 2-5. 人権の尊重
基本的人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的扱いを認めません。
- 2-6. 差別の禁止
あらゆる雇用の場面(採用、雇用、昇進、報酬、解雇、定年退職、業務付与、懲罰など)において、人種、国籍、性別、宗教、信条、障害、年齢、出身などを理由とした差別をしません。

2-7. 従業員との対話・協議

従業員が報復、脅迫や嫌がらせを恐れずに、経営層と対話・協議などのコミュニケーションをとることができるように努めます。

3. 安全衛生

3-1. 安全・健康な職場づくり

業務上の安全衛生に関する危険性または有害性を特定・評価し、機械設備の安全対策・定期点検、危険源の明示、化学物質の適切な管理、安全衛生教育・訓練の実施、個人用保護具の提供など、災害・事故の未然防止に努めます。また、健康診断結果に基づく措置、健康増進活動、疾病予防の啓発などを通じて、従業員の心身における健康づくりの支援に努めます。

3-2. 緊急時への備え

従業員の生命・身体を守るため、自然災害や火災、事故などを想定し、対応手順や体制を整備するとともに、防災訓練などを定期的実施し、その影響を最小限に抑えるよう努めます。

3-3. 安全衛生に関するコミュニケーション

職場の安全衛生に関する情報、教育・訓練、指示事項などは、従業員が十分に理解できる言語・方法で提供します。また、従業員からの意見や指摘を適切に受け止め、安全衛生管理の改善につなげます。

4. 環境

4-1. 環境マネジメント

各国・地域の環境に関連する法令を遵守します。また、環境負荷を低減するために、継続的な改善に取り組みます。

4-2. エネルギー消費量及び温室効果ガスの排出

エネルギー消費量と温室効果ガス排出量を管理して、削減活動を推進します。

4-3. 省資源と廃棄物管理

廃棄物の適正処理と発生量抑制、リサイクル、水資源のリスク管理を推進して、資源の有効活用に取り組みます。

4-4. 化学物質の管理

化学物質を適切に管理して、大気、水、土壌などの汚染防止に努めます。また、製品に含有する化学物質について、各国・地域の法令・規制、要求事項を遵守します。

4-5. 生物多様性保全への取り組み

自然保護活動を行い、生物多様性の保全に向けて取り組みます。

5. 品質・安全性

5-1. 製品の安全性の確保

製品・サービスに関連する法令の遵守はもとより、通常有すべき安全性にも配慮します。

5-2. 品質管理

製品・サービスの品質に関連する法令・規制を遵守するとともに、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築します。

5-3. 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供します。

6. リスクマネジメント

6-1. リスク管理のための仕組み構築

自社の事業活動に影響を及ぼすリスクを特定・評価し、施策の決定、取り組みの進捗管理など、リスクを回避・低減するための全社的な仕組みを構築します。

6-2. 調達リスク管理の強化

サプライチェーン上の調達リスクを把握し、取引先の支援、調達の複線化、適切な在庫確保など、リスクの回避・低減に努めます。

6-3. 事業継続計画(=BCP: Business Continuity Plan)の策定

災害・事故等の発生に備え、防災備蓄品の準備・緊急連絡網の整備など、および発生後の事業継続のための方法・手段を取り決め、計画書として文書化します。

7. 情報セキュリティ

7-1. 情報セキュリティ

コンピューターネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、第三者に被害が生じないように管理します。

7-2. 個人情報の保護

顧客、第三者、従業員の個人情報は、関連する法令・規制を遵守して厳重に管理するとともに、必要な範囲内で利用し、保護します。

7-3. 機密情報の漏洩防止

受領した機密情報を管理するための適切な仕組みを構築します。

8. 社会貢献

8-1. 社会・地域への貢献

地域社会および国際社会の発展に貢献できる活動に積極的に取り組みます。

■取り組み状況確認のお願い

お取引先様の取り組み状況を把握するため、書類や訪問などにより情報提供をお願いする場合があります。その際にご協力くださいますようお願いいたします。

改定履歴

版	区分	主な改定内容	年月
第1版	制定	初版発行	2022年2月
	変更	ノリタケ株式会社へ社名変更に伴う変更	2024年8月
第2版	追加	ガイドライン名の変更 ガイドラインの説明を追加 「1-1. 法令の遵守」の項目名変更 「1-3. 腐敗防止」の項目名と内容の変更 「2-7. 安全衛生」の削除 「3. 安全衛生」に関する項目の追加 「4-4. 安定供給の実現」の削除 「6. リスクマネジメント」に関する項目の追加 「取り組み状況確認のお願い」の追加 その他、表現の変更や語句の統一などの細かい修正	2026年2月

Noritake